

Title	聖ペドロ・パウティスタと織豊期の日西関係
Author(s)	伊川, 健二
Citation	待兼山論叢. 文化動態論篇. 2010, 44, p. 25-46
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/9077
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

聖ペドロ・バウティスタと織豊期の日西関係

伊 川 健 二

はじめに

ペドロ・バウティスタという人名は、多くの日本史研究者にとってさえ、なじみの薄いものであるに違いない。まして、それ以外の領域を専攻される研究者にとっての如何は、想像をめぐらすまでもあるまい。豊臣秀吉によるキリスト教政策のひとつとして、1597年2月5日、長崎において26名のキリスト教徒が磔刑に処されたことは比較的知られた事件であるが、この事件に際してキリスト教徒としての節を通したことで、聖人に列せられた人物のひとりである。

この殉教事件については、ホセ・ルイス・アルバレス・タラドリス氏などの論考¹⁾もあり、学界でも認知された論点を形成しているが、ペドロ・バウティスタ個人に関しては、朱印船貿易の議論にも関わる情報を提供するなど、当該期の日本ならびに日西関係を知る上で不可欠な内容を多く残しているにも関わらず、総括的な研究はほとんど存在しない。

日本における日西関係を含む日欧関係史料研究は、岩倉具視がヴェネツィアを訪問した際に、天正遣欧使節関係史料を閲覧したことにはじまるとされる。その後、村上直次郎、岡本良知、松田毅一など諸氏の尽力により情報の蓄積が進められた。また、近年では南欧における関係書籍、目録の出版、インターネットによる原文書の画像公開も進み、関係情報収集はより広範に、より簡便に実施しうる環境が整いつつある。

しかしながら、上記の近況は、とりわけ出版に関しては、ポルトガル

もしくはローマのイエズス会歴史研究所に限定される動きであって、スペイン語圏には該当しない。たとえば、スペイン史料叢書としてはBlair, Emma Helen and James Alexander Robertson, *The Philippine Islands, 1493-1898*, 55vols (Manila: Cachos Hermanos, 1973) (以下 [Blair1973]) が著名ではあるが、英訳である上、必ずしも典拠が明らかでないなどの問題が指摘されている。また、同書は、セビーリャのインディアス総合文書館文書を基本に編まれているが、当該期の日西関係史料はそれに尽きるものではない。この点は、後掲32件のバウティスタ書簡のどれひとつとして [Blair1973] に掲載されていないことを指摘するだけで充分であろう。こうした事情が、豊臣秀吉によるフィリピンへの服属要求などにより日西間交渉が活発化する、1590年代における日欧関係を把握する障害となっている側面は否定できない。

本稿は、上記の問題を念頭におき、膨大な関係史料整理を試みる一例として、Robert Streit, *Bibliotheca Missionum 4* (Freiburg: Herder, 1964) (以下、[Streit1964]) からペドロ・バウティスタの関係情報を抽出し、関係記事を収集整理、概観し、とりわけ日西関係を規定する内容に着目し、フィリピン総督大使として来日したバウティスタと豊臣政権との交渉がどのように推移したかを追うことにしたい。

1. 日西関係の成立

バウティスタの各論を扱う前に、日西関係、より正確には最初期は日比関係というべきであるが、彼の来日の前提となる、両地域のかかわりについて整理をする。

トルデシヤス条約により、ポルトガルとスペインとの間で世界を二分割することについて合意がなされたことで、ポルトガルはアフリカ、インドを経由し、スペインはメキシコを経由して東アジアへの航路開拓を試み

る。このうちポルトガルの動向に関して、1557年にマカオにおけるポルトガル人居留が明当局から容認されることで、以後マカオがアジアの最前線基地としての役割を担うことになる経緯は、比較的広く認識されているのではなかろうか。それに比して、スペインにおけるマニラが同様の機能を果たしていたことは、マカオほどには認知されていない感がある。すなわち、日西関係はマニラにおいて萌芽したといえる。

さらに、最初期の日比関係は、日西関係として成立したものでもない点を指摘したい。日西関係は日比関係から萌芽したが、その逆は正ではないのである。一般には、ミゲル・ロペス・デ・レガスピによる1571年のマニラ攻略から説き起こされることの多い日西関係であるが、実態はこれとは少し異なる。この点を考える上で不可欠な史料を以下に2件掲げる。

【史料1】 1567年7月23日付ミゲル・ロペス・デ・レガスピ書簡²⁾

(f.1v.)Mas al norte de donde estamos aca al norveste no lexos de qui hestan unas yslas grandes que se dizen de luzon y vindoro donde vieren los chinos y japones a contratar cada ano. y lo que traen cegedal telillas canpanas porcelanas olores hierro estano mantal de algodon pintadal y otras menudenaas yee retorno et los vanos oro y cera. La gente destas das yslas son moroo. y con pradolo que traen los chinos y japones lo contratan ellos por todo este arapulago de yslas.

(f.2r.)delos quales an venido algunos y qui aln que nosotros roemos podido yralla porses poca gente. Para duudiz entantas partes.

〈拙訳〉われわれの入植地のさらに北、もしくはほぼ北西のここから遠くないところに、ルソンやビンドロ（ミンドロ）とよばれる、大きな島々があり、そこへは中国人や日本人が毎年交易しに来る。彼らは生糸、羊毛、鐘、磁器、香料、鉄、錫、着色された綿衣類や他の小品をもたらし、引き換え

に金や蠟をもっていく。これらふたつの島々の人々はモロ族であり、中国人や日本人がもたらすものを購入することで、彼らは島々のこの列島全域からの同様の商品と取り引きしている。

【史料2】 1548年8月1日付ガルシア・デ・エスカランテ・アルバラード報告³⁾

hallaronse muchos olores de almizque, ambar, algalia, menjuy, estoraque y otros olores de pastillas y azeites, de lo cual son viçiosos y los acostumbran tener, lo cual compran de chinos que vienen a Mindanao y a las Phelepinas. Hallaronse algunas muestras de oro, entre las cuales se hallo un pedaço de malla de oro de boton passado,

〈拙訳〉(彼等＝サランガニ島の先住民は)麝香、竜涎香、メンフイ、安息香の香料や他の薬品や油の香りをみつけたが、それらの(香り)は粗悪なもので、(彼等は)いつもそれらを身に着けている。それはミンダナオやフィリピン諸島に来る華人から購入する。(彼等は)いくつかの金の鉱石をみつけ、それらのなかに(私は)昔のボタンほどのひとすじの金の粒をみつけている。

史料1は、直接的に日比関係の存在を示す史料であるため、先に掲げている。この記録によると、1567年の段階では、すでに日本人は、ミンドロ島やルソン島へ「毎年」交易に来ている。この交易がいつから始まったのかは知る由もないが、「毎年」と表現される以上、少なくとも2～3年は継続していると仮定するならば、もっとも遅く見積っても、レガスピ到達に先立つ1560年代前半に日比関係が成立したものとみることができる。来島していた日本人は、当時の一般的情勢から、また華人と併記されていることから、倭寇であろう。

管見の限り、史料1が日比の接触を示す初見であるが、その可能性を少

し遡った時期から考えるべきだと思わせる史料が存在する。ルイ・ロペス・デ・ビーリャロボス艦隊の商務員ガルシア・デ・エスカランテ・アルバラードの記録である。日本史研究者の間では、しばしば西欧人の日本初来を記した可能性のある史料として、その末尾部分が引用されている史料である⁴⁾が、史料2は同じ報告の比較的冒頭に近い部分である。

ビーリャロボス艦隊がフィリピン諸島へたどり着いたのは1543年のはじめであるが、この段階ですでに先住民らと金を交易する華人がいたことがわかる。1410年に呂宋が明に入貢して以来、1576年の海賊林鳳掃討作戦までは、フィリピンに関する中国史料の空白期であり、中国側の実情を詳細に探ることはできない。その時期に華僑ネットワークにフィリピンが取り込まれつつある状況を、スペイン史料が明示している点は注目値する。史料2の1件のみからは軽々に結論を導き出すべきではないものの、交易に来た華人を倭寇とみなすことができるならば、この段階で日比関係が存在していた可能性すら想像できる。

このように始まった日比関係は、スペインによるマニラ攻略以降は主として日西関係の枠組みの中で推移する。この点についての詳細は別稿⁵⁾に譲る。1570年代にはリマホン（林鳳）などの倭寇が猖獗しつつも、80年代を通じて徐々に沈静化し、松浦鎮信や大村純忠がフィリピンへ遣使するなど組織間交渉が成立するに至る。

そうした情勢のなか、豊臣秀吉は、フィリピン総督ゴメス・ペレス・ダス・マリーニャスへ朝貢要求の書簡を送ることで、秀吉とスペインとの関係がはじまる。書簡の日付は天正19年9月15日（1591年11月11日）である。これに応じて、フィリピンは3回3名の使者を派遣する。第1次がファン・コーボ、第2次がペドロ・パウティスタ、第3次がヘローニモ・デ・ヘススである。パウティスタ来日の詳しい時期は明らかではないが、彼が持参した総督書簡の日付は1593年5月20日であり、それに答えた秀吉書

簡のなかに、文禄2年6月28日（1593年7月26日）に秀吉と会見した「高麗」大使に関する記述があることから、おおよそ西暦1593年6月頃に来日したとみなすことができる。「高麗」大使は、正確には明の宋応昌により派遣された徐一貫、謝用梓を指す。

2. ペドロ・バウティスタ書簡の概況

ペドロ・バウティスタの略歴については結城了悟『日本二十六聖人殉教記』（聖母の騎士社、1997年）（以下、[結城97]）pp.283-93に簡単にまとめられている。その概要は次のとおりである。ペドロ・バウティスタ・ブラスケスは、1544～45年にスペインのアビラ県サン・エステバン・デル・バリエ村に生まれ、1560年からサラマンカ大学に学び、67年にフランシスコ会に入会した。81年にメキシコおよびフィリピンへの派遣を志願し、81年5月にメキシコへ、84年フィリピンへ赴く。日本ではすでに織田信長はこの世になく、豊臣秀吉が天下統一へむけての歩みを進めていた頃である。フィリピン総督大使として来日したのは、先述のとおり1593年である。

「はじめに」において述べたように、スペイン語史料一般のやや特殊な環境のために、ペドロ・バウティスタ書簡の全貌を把握することは容易ではないが、[Streit1964]に基づき現段階において確認しうる32件についてまとめたのが「【表】ペドロ・バウティスタ書簡一覧」である。スペインにおけるフィリピン関係の史料所蔵機関としてはセビーリャのインディアス総合文書館（Archivo General de Indias）が著名であるが、ここでは意外にも同館所蔵史料の比率は少なく、ウェブサイトにおいて公開されている画像情報のなかに該当するものは含まれていない。したがって、表に掲げている同館の請求番号は、刊本からの引用であって、現行番号ではない。マドリード国立図書館（Biblioteca Nacional de Madrid）所蔵史料は7件存在する。

【表】ペドロ・パウテスタ書簡一覧

年月日	宛先	稿本	発出場所	稿本	刊本	訳本
115900629[D]	Felipe II	Manila AGL68-142	Manila		Streit1964.No.1724;AIA II pp.388-402;Perez1916-23 I, pp.19-23	松田 94, pp.18-21
215900629[D]	Gomes Perez das Marmas	Manila	Manila		Streit1964.No.1764; Juan Francisco de San Antonio, <i>Chronicas de la Provincia de S. Gregorio III (Sampaloc, 1744)</i> , Lib.1, cap.14	
315901000[P]	Provincia de Manila	AGL68-142	京都		Streit1964.No.1767; Monarqua Indiana I, pp.657-60	
415901007[D]	Gomes Perez das Marmas	京都 BNM.Mss.13173.4#56v-8v	京都		Streit1964.No.1769;AIA I, pp.197-201;Perez1916-23 I, pp.23-39	
615910130[D]	Luis Perez das Marmas	京都 BNM.Mss.13173.4#98r-102v	京都		Streit1964.No.1776;AIA V, pp.215-7;Perez1916-23 I, pp.39-43	
715905036[D]	Luis Perez das Marmas	長崎 BNM.Mss.13173.H.102v-4v	長崎		Streit1964.No.1787;AIA V, pp.217-9;Perez1916-23 I, pp.54-9	
815905000[P]	Pedro Gomez	AFO.Ms.561	長崎		Streit1964.No.1788;AIA V, pp.219-222;Perez1916-23 I, pp.61-5	
915905011[D]	Juan de Garrovillas	京都 AFO.Ms.562	長崎		Streit1964.No.1797;AIA V, pp.223-7;Perez1916-23 I, pp.65-9	
101596120		京都 Ms. CFMLI73v	京都		Streit1964.No.1800;AIA V, pp.227-9;Perez1916-23 I, pp.70-1	
1115961212	Marcelo de Ribadeneira	京都 Ms. CFMLI228r	京都		Streit1964.No.1801;AIA V, pp.229-30;Perez1916-23 I, pp.71-2	
121596000[D]	Luis Perez das Marmas	AGL1-1-3	京都		Streit1964.No.1803;LE II, pp.684	
131596001		京都 Ms. CFMLI213v	京都		Streit1964.No.1805;AIA V, pp.230-6;Perez1916-23 I, pp.72-8	
151596000[D]	Pedro Martinez	京都 BNM.Mss.13173.4#287r-96v	京都		Streit1964.No.1806;AIA V, pp.236-48;Perez1916-23 I, pp.79-91	
1615961004		京都 Ms. CFMLI333r-6r	大坂		Streit1964.No.1807;AIA V, pp.249-50;Perez1916-23 I, pp.91-2	
1715961011	Francisco de Montilla	京都 BNM.Mss.13173.4#357r-71v	京都		Streit1964.No.1811;AIA V, pp.267-76;Perez1916-23 I, pp.110-8	
1815961029[D]	Mathias de Landecheo		大坂		Streit1964.No.1812;AIA V, pp.298-94;Perez1916-23 I, p.141	
1915961117	Marcelo de Ribadeneira	京都 BNM.Mss.13173.4#365r-71v	京都		Streit1964.No.1813;AIA V, pp.276-86;Perez1916-23 I, pp.118-28;LE II pp.84-5	松田 94, pp.29-30; 織城 97, pp.286-8
2015961218	Agustin Rodriguez	京都 BNM.Mss.13173.4#386r-9r; Ms. C.J.G.#406v-8r	京都		Streit1964.No.1816;AIA V, pp.286-90;Perez1916-23 I, pp.128-31; Guzman1601, pp.591-3	織城 97, pp.315-22; 新井 1944-5 2, pp.680-1 (部分)
2115961223	Martin y Juan Pobre	京都 AGL68 1-42	京都		Streit1964.No.1817;AIA V, pp.292-8;Perez1916-23 I, pp.134-40	松田 94, pp.26-9; 織城 97, pp.235-30
2215961230[D]	Mathias de Landecheo	京都 AGL68 1-42	京都		Streit1964.No.1819;AIA V, pp.290-2;Perez1916-23 I, p.134	松田 94, pp.25-6; 織城 97, pp.231-3
2315970101	Juan Pobre		大坂		Streit1964.No.1835;Perez1916-23 I, p.142	織城 97, pp.334-6
2515970105	Jerónimo de Jesus		京都		Streit1964.No.1839;Ribadeneira1947, pp.524-2	
2615970105	Santos tres religiosos		堺		Streit1964.No.1830.S. Maria1618.Lib.III, cap.13	
2715970105	Martin de la Ascension		堺		Streit1964.No.1831;Ribadeneira1947, pp.446-9.S. Maria1618. Lib.III, cap.18	
2815970105	Bartholome Ruiz		堺		Streit1964.No.1832;Ribadeneira1947, p.472.S. Maria1618.Lib.III, cap.	
2915970114	Provincia de Manila		片上		Streit1964.No.1834;AIA V, pp.301-4;Perez1916-23 I, pp.143-7	織城 97, pp.337-42
2915970114	Martin de la Ascension		片上		9.Ribadeneira1947, pp.432-4.S. Maria1618.Lib.III, cap.12	
3015970114	Martin de la Ascension		片上		Streit1964.No.1837;AIA XV, pp.178-8;Perez1916-23 II, pp.199-200; Ribadeneira1947, pp.437-9.S. Maria1618.Lib.III, cap.13	新井 1944-5 2, 6, 703
3115970119	Pedro Gomez		片上		Streit1964.No.1838;Guzman1601, p.611.H.E. I, pp.84	新井 1944-5 2, 6, 703
3215970202		京都 BNM.Mss.13173.4#372r-4v; Ms.C.J.G.#97v-8v	京都		Streit1964.No.1843;AIA V, pp.304-9;Perez1916-23 I, pp.147-51	新井 1944-5 2, 6, 703

凡例・備考：
 ・「稿本」・「刊本」欄の略称は、下記のとおりとする。なお、本表以前の本文または注に題名の略称は、内に関するものは以下の本文、注においても同様とする。BNM: Biblioteca Nacional de Madrid (マドリッド国立図書館)、AFO: Archivo Ibero-Americano (マドリッド国家歴史学研究所)、AIA: Archivo Ibero-Americano (Madrid: Redaccion y Administracion)、Perez1916-23: Lorenzo Perez, *Cartas y Relaciones del Japon* (Madrid: Imprenta de C. Lopez del Horro, 1916-23)、LE: Francisco Colin, *Labor Evangelica*, 3 vols (Barcelona: Imprenta y Litografia de Henrich y Compania, 1904)、Ribadeneira1947: Marcelo de Ribadeneira (Juan R. de Legisima ed), *Historia de las Islas del Archipelago Filipino y Reinos de la Gran China, Tartaria, Cochinchina, Malaca, Siam, Camboja y Japon* (Madrid: La Editorial Catolica, 1947)、Guzman1601: Luis de Guzman, *Historia de las Misiones Alcaida: Buca de Juan Graetan*, 1601, Monarquia Indiana: Juan de Torquemada, *Monarquia Indiana* (Madrid, 1723)、S. Maria1618: Juan de S. Maria, *Chronica de la Provincia de San Joseph* (Madrid: Imprenta Real 1618, 17年日本文庫「16 - 17年戦国日本・スペイン文庫」(大修館書店、1984年)、新井 1944-5 2, 6, 703)、「島田三郎」氏蔵(1964年)、東洋館蔵(1965年) 5年、Ms. CFM 「沼田」氏蔵(1967年)、東京大学蔵(1968年) 5年、Ms. CFM 「なごひ」氏蔵(1968年)、松田 94年
 ・18年文庫は(織城97)では66頁目付である。
 ・15年文庫は(織城97)に関しては、東京大学総合図書館書庫カウンター関係各位の格別なるご高配を頂いた。ここに謝意を表したい。

ペドロ・バウティスタ書簡をまとめたものとしては、[Perez1916-23] 第1巻の存在が知られているが、表にあきらかな様に、[Streit1964] が指摘するすべての書簡を網羅してはいない。また、サン・フェリペ号事件に関わる内容を中心に、邦訳はわずか11件について存在するに過ぎない。したがって、本章においてバウティスタ書簡30件の内容を、その足跡を簡単にたどりながら概観することにするが、日西関係に関わる内容は次章に譲り、ここではそれ以外の内容についてまとめたい。2号文書ならびに25号文書は、脱稿までにテキスト入手に至らなかったため省略した。

1～2号書簡は、フィリピン滞在時のものである。1号は、バテレン追放令によりイエズス会士たちが日本から追放された状況を受けて、托鉢会修道士を派遣する必要を説く。

その後、1593年6月頃、豊臣秀吉へのフィリピン総督大使として日本へ赴く。全国統一を成し遂げた秀吉は国外へ目を転じ、フィリピンへ対しては朝貢要求として、はじめて交渉の痕跡を残す。天正19年（1591）9月15日付書簡では、彼は日本のみならず、朝鮮、琉球、明をも従えようとしているにも関わらず、ひとりフィリピン（小琉球）のみは服属していないので、翌春までに入貢しない場合には戦火を交えたと威圧している。これに対し、フィリピン総督ゴメス・ペレス・ダス・マリーニャスは上記書簡の真偽究明を名目に、第1次遣日使節ファン・コーボを日本へ派遣したが、コーボは帰途台湾海峡で遭難する。そこで第2次遣日使節としてペドロ・バウティスタが派遣された。

名護屋での秀吉との会見の様子は、アビラ・ヒロン『日本王国記』第5章に詳しい。その末尾において、ペドロ・バウティスタは「殿下のお国に留まることができたら自分は喜ばしいと思う⁶⁾」と述べて、ヒロンによれば、その望みは食用の米と天主堂建設のための用地の提供とともに、秀吉に認められた。3～6号文書は、この会見ののち、京都においてまとめら

れたものである。

3号文書は、バウティスタ来日後初の書簡であるため、名護屋における秀吉との会見の様子などが冒頭に詳しく記されている。名護屋の位置が平戸から3レグアとされている点は、4号文書でも確認できる（[Monarquia Indiana] 1,p.657、[Perez1916-23] 1,p.26）。3号文書にはこのほか、皇帝（秀吉）は、甥（豊臣秀次）にメアコ（都すなわち京都）ならびに2、3の国々と、バコンドノ（関白殿）の名を与え、自らはタイコサマ（太閤様）の名を得たこと、17000人を朝鮮へ派遣したことなどが記されている（[Monarquia Indiana] 1,p.659）。彼が来日した時の航海の様子は4号文書に詳しい（[Perez1916-23] 1,p.25）。5号文書では、秀吉がスペイン国王の元へ遣わすよう要請する、ペドロ・ゴンサレス・カルバハルを派遣しないように依頼している（[Perez1916-23] 1,p.43）。6号文書では、秀次を国王（秀吉）に次ぐ重要人物と記している（[Perez1916-23] 1,p.57）。また、バウティスタらはすでに小さな修道院を保持していること、コスメと称する侍（hidalgo）が、フィリピン総督へ屏風を送ったことなども伝えられている（[Perez1916-23] 1,p.58）。

7～9号文書は長崎において記された。7号文書では、漢文文書は改竄されても見抜くことができないため、マニラにおける仲介者の必要性が要請されている（[Perez1916-23] 1,p.59）。8号文書ではバウティスタ等の日本滞在を許可する主体として、神、教皇、フェリペ2世、秀吉に加えて、所司代（governador de Meaco）前田玄以（Foin、法印）の名がみえる（[Perez1916-23] 1,p.62）。この文書は [AIA] VI, p219によると、1595年5月以前に作成された。

文禄4年7月15日（1595年8月20日）、豊臣秀次は、叔父秀吉の命により切腹したが、95年9月11日付である9号書簡は、この件を記している。秀吉は秀次に切腹を命じ、秀次と召使い、そして15人の侍が切られたこと、

それは秀次が国王になろうとし、秀吉殺害を欲したためだといわれていることなどが伝えられている（〔Perez1916-23〕 1,p.68）。この点との関わりの有無は判然としないものの、当該部直前には、メアコへ発つ旨が記されている（〔Perez1916-23〕 1,p.67）。また、『ぎやどぺかどる』の著者ルイス・デ・グラナダの名もみえる。豊臣秀次の切腹は12号文書でも伝えられているが、同文書は月日の記載を欠くため、長崎における情報であるのか、京都帰還後のものかは明確ではない。秀次がバウティスタたちに好意的であったとも伝えている。

10～11号文書は発信地の記載がないが、先述のとおり、9号文書に京都へ発つ旨が記されていること、9号と10号の間に約3ヶ月の間隔があること、さらには10号文書に彼らが京都の修道院にいるとある（〔Perez1916-23〕 1,p.70）ことから、10～11号は京都で書かれたものと推定する。13号文書も発信地は明記されていないものの、「ここメアコでは（aquí en Meaco）」との記載（〔Perez1916-23〕 1,p.73）がみられ、同日付の14号とともに京都で作成されたものであることがわかる。

10号文書は、1594年8月17日に平戸へ到着したヘローニモ・デ・ヘススと思しき大使の動向に言及している（〔Perez1916-23〕 1,p.70）。11号文書は、日本語単語を抽出し、カステイーリャ語にするなどの方法で、双方の連絡を円滑にする指示をしたことなどが報告されている（〔Perez1916-23〕 1,p.72）。13号文書は、同じカトリック教団としてのイエズス会との間の問題を論じている。14号文書も布教戦略上の問題を論じており、堺の地名をみることもできる。

15～16号は京都もしくは大坂で記された可能性が高いが、厳密には未詳とせざるを得ない。15号文書ではイエズス会日本準管区長ペドロ・ゴメスの発言などによりながら、信仰の問題を論じている。〔AIA〕 VI, p.249によると、この文書は1596年8月14日から11月1日の間に作成された。

16号文書は、商用、宗教上とに関わらず、マニラからマラッカ、もしくはマカオへの渡航を禁止した決定に言及し、その決定が日本への渡航の可否には言及していないことを根拠に、日本渡航は禁じられていないとする論理を導いている点が注目される（〔Perez1916-23〕 1p.94）。

17～18号文書は大坂で記されたものである。17号文書は、大坂を大きな町で、メアコから8レグア離れていると紹介している（〔Perez1916-23〕 1p.111）ことから、大坂移動直後に書かれた可能性が考えられる。随同行1300名と大いなる贈物とともに、明（China）から国王（秀吉）への大使たちが来たとする（〔Perez1916-23〕 1p.113）点は、豊臣秀吉を日本国王に冊封する目的で来日した明使節楊方亨の一行のことであろう。秀吉との会見は文禄5年9月1日（1596年10月22日）のことであり、この書簡が書かれた11日後のことである。

そしてこの月の19日に発生したサン・フェリペ号事件により、パウティスタの運命も大きく転換する。サン・フェリペ号事件は、1596年10月19日、マニラからメキシコへ向かった同船が土佐の浦戸へ漂着した事件である。乗組員の発言と、パウティスタを含む26名の殉教を結びつける解釈も存在するが、厳密には詳らかではない。18号文書は、ほぼその対応に関わる内容に限定され、そのなかで日比通交の安全保障の合意に言及されているため次章に譲り、ここでは省略する。19～21号文書も、この事件への対応を主旨としているが、その他の部分を摘記しよう。

19～23号文書は京都で書かれたもので、いずれも邦訳が存在する。19号文書では、末尾において、パウティスタの近況やフランシスコ・ブランコの日本語能力に言及するなど、教団の同士への細やかな気遣いを示している（〔結城97〕 pp.310-1）。20号文書では、彼らの信者がポルトガル人たちから暴行を受けたとの伝聞を書き留めている（〔結城97〕 pp.318-9）。ポルトガル人たちが酒気を帯びていたといわれている点については慎重な言

い回しをしつつ、書きとめている。そして、彼らの一団が10日前から監禁されており、信者たちに死刑の宣告が下されているなど、バウティスタたちにとって情勢が不利に傾いていることが報じられる。21号文書においては、彼らを取り巻く環境はさらに厳しさを増し、居室のなかにも監視が付き、書簡のやりとりを把握されている状況を伝えている（〔結城97〕pp.326）。短い22号文書では、サン・フェリペ号司令官であり、この書簡を宛てている、ドン・マティアス・デ・ランデチョのマニラ帰還のために彼が努力していること、浦戸にもう一隻の漂流船が着岸したとの噂に接し、スペインによる秀吉への宣戦の意図が確實視されることへの懸念が示されている。西暦における年は改まり、1597年1月1日に記された23号文書では、自身の殉教の覚悟と、貸借関係について述べている。

1月5日に認められた24～27号文書は、24号は大坂で記されたことが確認できるものの、この日に引き回わしのため堺へ送られているため、他の3通も同様に大坂で記されたものであるか否かは必ずしも明確ではない。24号文書では、すでに耳の一部を切られ、鼻をそがれるであろうと（〔Ribadeneira1947〕 p.521）記している。26号文書では堺へ連れてこられたことが過去形で記されているため、堺で記されたことがわかる（〔Ribadeneira1947〕 p.447）。バウティスタらは長崎へ送られ、やがて処刑されるであろう自らの運命にも言及する。27号文書は、もはやこれ以上書くことを望まないことや、天国へ赴く希望について短く語っている。

28～31号文書は、長崎へ移送の途中、備後片上で認められた。28号文書は、彼自身を含む磔刑が確定したのちの近況について報告している。29号文書は、堺のハンセン病患者と話をしたこと（〔Ribadeneira1947〕p.432）、30号文書は、浦戸へもう一艘船が到着したとの未確認情報に言及している（〔Ribadeneira1947〕 p.438）。22号文書の情報と同一内容であろう。31号文書では、殉教のため、バウティスタを含む一行24名が、京都から片

上へ至ったことを、イエズス会日本準管区長ペドロ・ゴメスへ伝え、殉教2日前に諸師と面会する許可の斡旋を求めている。

32号文書は、磔刑の3日前に書かれた絶筆である。バウティスタの近況に加え、サン・フェリペ号乗員の処分が確定していないこと、秀吉は寺沢高広へ修道者が来た場合に処刑することを命じたと記している。

3. ペドロ・バウティスタ書簡と日西関係

バウティスタ書簡の概要は上記のとおりであるが、日西関係の視座から特筆に値するのは、彼の来日時に、朱印船制度がはじまったとする議論が存在することであろう。その根拠は次の史料である。

【史料3】⁷⁾

日本皇帝は、友好国間の平和をみだすような同国、または他の国の海賊や密貿易船を禁止すべし。通商のために渡航したことにまったく疑がないことを、フィリピン当局に証明するために、皇帝は船長に帝の印章と署名のある特許状を与え、その印章と署名をマニラの長官に提示すべきこと。

上の一節は、バウティスタがフィリピン総督大使として来日した時に、豊臣秀吉に提案したとされる内容の一部である。これを朱印制度の成立とみなす岩生成一氏の説と、それを批判する中田易直氏の説があるが、ここではそれらの当否は問題としない。ただし、岩生氏の引用史料のなかには、「ペドロ・バウティスタが、1597年6月22日（慶長2年）マニラに送った報告⁸⁾」が引用されているなど、事実関係の再整理が必要な点も見受けられる。冒頭にも述べたとおり、彼は同年2月5日に長崎で磔刑の露と消えているのであり、岩生氏の掲げる原典のひとつ（[LE] 2,p.98）を確認する限り、中田氏が指摘する⁹⁾ ように、当該報告はマルティン・デ・ラ・ア

スンシオンの筆によるものである。したがって、一足飛びに朱印船制度創設の議論へ立ち入るのではなく、本章における問題を情報整理に限定し、この時のバウティスタの交渉が、他のスペイン史料にはどのように表われ、バウティスタ書簡のなかでは時の経過とともにどのように語られるかについて概観するに留めたい。

アビラ・ヒロン『日本王国記』第5章には、バウティスタは、秀吉との会見の席上、秀吉の臣下がフィリピンへ小麦粉やその他の物資の持参を許可すること、スペイン船が日本へ漂着した場合に危害を加えないことを要請し、これに対して秀吉はバウティスタの国王の友人になりたいと応じたやりとりが記録されている¹⁰⁾。日本からフィリピンへ渡航する船に関わる提案である点は史料3と共通するが、『日本王国記』では日本への漂着船にも言及している点などが異なる。

漂着船に限らず、日本へ渡航するスペイン船の安全保障については、合意が成立している。1594年4月15日付フィリピン総督宛豊臣秀吉書簡には、「予の側において永久の交友を変えることはない。かの地より来る者は海陸共に危害を被ることなく来ることができるであろうし、持参する物を奪われることもない」ことが約束されている¹¹⁾。

ルイス・デ・グスマン『東方伝道史』によると¹²⁾、サン・フェリペ号が土佐へ漂着し、その帰趨が議論されている際に、バウティスタが「2、3年前ヒリッピン人が日本人と通商するために自由に来航する事を許した太閤様の許可書」を前田玄以のもとへ持参したことが記されている。同書によると、前田玄以は、この許可書がもう少し早い段階で提示されていれば、サン・フェリペ号の積荷が没収を免れたであろう可能性を吐露している。その情報は後述19号文書に類似しており、バウティスタ自身の書簡によったものと思われる。

以上を整理すると、バウティスタの提案を3種類に分類することができ

よう。ひとつは、日本からフィリピンへ赴く船が海賊船ではないことを示す手段の構築、第2には、日本からフィリピンへ渡航する船を許可すること、第3は、フィリピンから日本へ渡航する船の安全の確保である。これまでのところ、第1の点は史料3にのみ、第2の点は『日本王国記』にのみ確認できる。これらについて、パウティスタ自身はどのように伝えているだろうか。

パウティスタが、この交渉について触れた書簡は、3～7号文書および18～20号文書である。

3号文書においては、豊臣秀吉が朝貢要求をしたのに対し、パウティスタは神と彼らの国王以外には服従しないが、真実と友好を確認するために4人の修道士を派遣しようと回答したところ、秀吉も友好を欲しており、家と食糧を提供したがっている旨を応じている（[Monarquia Indiana] 1.p.658）。管見の限り、この書簡の段階では通交関係に言及はない。4号文書においても、秀吉は服従ではなく、友好を求めていることは3号文書と共通しているが、原田（Faranda）を大使にすることが明記されている点が異なる（[Perez1916-23] 1.p.29）。4号文書における「原田」は、孫七郎であることが、5号文書の冒頭における「Gaspar faranda, el primer embajador（[Perez1916-23] 1.p.40）」の表現からわかる。また、この文書において、はじめて許可（licencia）の語が登場する。この年に、「許可」を携えた船と、原田喜右衛門、ガスパル原田（原田孫七郎）、その他の「異教徒（infiel）」の船長の船など5隻が行くと伝えた。この書簡がフィリピン総督宛てであることを考慮するならば、その行先はマニラだと思われる。そして、フンゲン（長谷川法眼）、原田喜右衛門そしてパウティスタの許可なく渡航する船には、商売をさせてはならない旨を、総督へ依頼している。それ以外の渡航については、秀吉が¹³⁾ 厳しく罰するであろうこと、当地での一般的な刑罰は、生命を奪うことであると記されている

(〔Perez1916-23〕 1,p.42)。

3号4号文書と比較して、5号文書の具体性は歴然としており、1594年初頭に豊臣政権が通商関係を前提とした規制の確立を意図していたことがうかがえる。その意味では、史料3すなわちパウティスタ提案第1分類と共通するものの、許可の主体が秀吉に一元化されていない点が異なる。政権のもとで、通交制限を行う点では朱印船貿易制度に類似するとみなすこともできるが、「許可」のための文書の書式は明らかではないため、「許可」そのものを朱印状の前身といえるか否かは明確ではない。この文書の内容は、パウティスタ提案の第1の分類にあたり、その点では史料3に類似する。6号文書では、マニラへ渡航するための国王（秀吉）書簡（carta）の存在が伝えられ、その許可なくしては渡航できないとされ、史料3により近い（〔Perez1916-23〕 1,p.57）。

7号文書は、ルソン壺交易を詳述している。長崎におけるルソン壺交易は、フィレンツェ商人のフランチェスコ・カルレッティも報告している¹⁴⁾が、同文書におけるそれは、長崎でのパウティスタの見聞が反映されているの記述であると考えられる。それによると（〔Perez1916-23〕 1,p.60）、先年（1594年）に壺（tibores）をもたらした日本人たちは大いにもうけたが、その喜びは、秀吉による壺差出命令の前に潰えたとされる。その文脈において、秀吉は、彼が特許（chapa）¹⁵⁾を与えた、原田喜右衛門と長谷川法眼のほかは壺の輸入を禁じ、彼らにマニラへ行く船を監視させ、許可（licencia）なしには渡航しないように、死罪をもって命じたことを記している。3号文書に類似する内容であるが、壺という特定の交易品について論じられた点が新たなる情報といえる。パウティスタ提案第1分類が少しずつ具体化したということなのかもしれない。

これ以後しばらく、パウティスタ書簡から、日比通行許可関係の記述は姿を消す。この問題が再び顕在化するのには、サン・フェリペ号漂着の報

を受けて、その乗組員ならびに積荷の処置が議論される文脈においてである。

18号文書では、サン・フェリペ号の漂着を受けて、積荷を呂宋へ運ぶための船の建造の便宜について、国王（豊臣秀吉）と交渉する意思のあること、カステイーリヤ人が海も陸も妨害なく日本へ来られること、違反した者がいれば処刑することを内容とする捺印された文書が彼の来日時に発給されたことが記されている（〔松田94〕 p.130）。ここで示されている内容は、3～7号文書におけるものとは異なり、1594年4月15日付秀吉書簡の保障に類似するものといえよう。すなわち、パウティスタ提案の第3分類である。以下、その内容を根拠にサン・フェリペ号乗組員ならびに積荷の安全を確保するべく交渉が重ねられる。

19号文書では、18号文書の段階とは異なり、積荷が没収される可能性があることを伝えている。この新たに浮上した問題に対して、パウティスタは、前田玄以に対して、上記通行保障の存在を伝えたところ、玄以はその時が遅かったと指摘した（〔結城97〕 p.303）。この内容が『東方伝道史』に類似する点については先述のとおりである。秀吉は、ポルトガルにも同様の保障をしたが、のちに取り消したともいわれている（〔結城97〕 p.308）。

20号文書では、秀吉がサン・フェリペ号の積荷を没収した経緯について、スペイン人たちが日本を治めにきたとされる噂が流布していると続けている（〔結城97〕 p.319）。先述のポルトガル人との対立に関する記述の直後に、この噂に言及している点は示唆的である。21号文書では、スペイン人の入国許可について、ここではデウスの教えを説く彼らに出されたものではない、との回答が示された（〔松田94〕 p.129）。これは、バテレン追放令とも一致する見解だともいえる。こうした回答があったからであろうか。パウティスタは、ルソンから日本へ派船する必要はもはやないと論じている。

スペイン史料を概観するとパウティスタの提案は3種に分類され、パウ

ティスタ書簡のうちでは3～7号文書は第1分類に、18～20号文書は第3分類に言及していることになる。

おわりに

1597年2月5日に長崎で殉教したひとりであり、また、サン・フェリパ号事件にあたっては善後策を模索し、さらに朱印船制度を連想させる提案を豊臣秀吉にもちかけた人物でありながら、ペドロ・バウティスタの存在は、ほとんど認知されていない。その一因には、冒頭に述べたとおり、スペイン史料収集の困難と、おそらくはそれに起因する邦訳の未整備を指摘することができる。本稿で煩瑣をいとわずに、32通にわたる彼の書簡の概要を示したのは、その闕を補うことを意図してのことである。

16世紀なかばに成立したとみられる日比関係は、ミゲル・ロペス・デ・レガスピのマニラ攻略以降、日西関係へ推移し、1570年代を中心に倭寇が沈静化するなかで、組織間交渉が成立する。そのなかで、豊臣秀吉による朝貢要求に答えるべく、第2次フィリピン総督大使として来日したのが、ペドロ・バウティスタであった。彼は、朝貢ではなく友好を求め、そのために日比間を往来する船の安全保障を要請するべく、3つの具体的な提案をした。第1は日本からフィリピンへ赴く船の規制、第2はそれらの船の渡航許可、第3はフィリピンから日本への船の安全保障である。

このうち第3分類は、秀吉もそれに応じたことが、彼自身の返書から確認できる。その書面には捺印されていたらしいことも記録されている（18号文書）。しかしながら、実際にサン・フェリパ号が漂着する緊張状況のなか、上記の合意と、布教と貿易を分離するバテレン追放令の整合性が問題となったとみえ、布教を意図する限りにおいては保護の対象にはならないとする見解が示される（21号文書）。ポルトガルへ一度出された許可が取り消されている点も興味深い（19号文書）。第2分類についてはバウティ

スタ自身の証言を確認できないため、その後の推移を論じることはできない。

日西関係もしくは、より広く対外関係史の視角から、最も注目すべきは第1分類であろう。パウティスタのこの提案と、朱印船制度との関わりについては次のように考えたい。すなわち、史料3ならびに5～6号文書などにみえる規制において使用された文書が、書式の面で朱印状の先駆であるか否かは、現物が存しない以上判然とししない。しかしながら、交易船と倭寇を識別するために、フィリピンへ渡航する船に、秀吉を含む人物の発行した書面の携行を義務付けている点では類似しており、その意味では朱印船制度の先駆とみることができであろう。

このように、概観するだけでも豊かな内容を伝えていることが瞭然たるパウティスタ書簡であるが、必ずしも全体を的確に理解できたか否かは、心もとない面もなしとはしない。また、なにより刊本および訳本を原文書と照合するに至っていない点は、今後の課題としたい。

[付記] 脱稿までの過程において多大なるご迷惑をおかけしました関係各位にお詫びを申し上げます。また、本稿の一部は父の病床にて執筆を継続したものであり、亡き父幸尚に捧げます。

注

- 1) たとえば「Primera Informacion Autentica de los 26 Santos de Japon, hecha en Nagasaki, en Febrero de 1597, por el Obispo D. Pedro Martinez」(『大阪外国語大学学報』17、1967年)がある。
- 2) Archivo General de Indias (以下 AGI), Filipinas6-1-7,ff.1v-2r. 英訳は [Blair1973] 2,p.238. 拙訳は主として、英訳による。
- 3) AGI, Patronato 23-10, f.2r. Valera, Consuelo ed., *El viaje de don Ruy López de Villalobos a las islas del Poniente 1542-1548* (Milano: Cisalpino-Goliardica, 1983) p.120

- 4) とりわけ岸野久『西欧人の日本発見』（吉川弘文館、1989年）25頁以下における紹介以後、多くの関係研究で引用されている。
- 5) 「フィリピンと日本、日西関係の黎明」および「豊臣秀吉とスペイン」（坂東省次・川成洋編『日本・スペイン交流史』、れんが書房新社、2010年）。
- 6) 佐久間正ほか訳『日本王国記 日欧文化比較』（岩波書店、1965年）217頁。
- 7) 岩生成一『新版 朱印船貿易史の研究』（吉川弘文館、1985年）51頁。同書の注によると、原典はSan Antonio, Francisco de, *Chronicas de la Apostolica provincia de S. Gregorio de Religiosos de N. S. P. S. Francisco en Cas Islas Philipinas, China, Japon, & c. Manila*. 1738-1744, vol. III, pp.286-7.である。また、中田易直『近世対外関係史の研究』（吉川弘文館、1984年）153および195頁によると、レオン・パジェス、木村太郎訳『日本廿六聖人殉教記』（岩波書店、1931年）49頁にも類似の記事がある。
- 8) 岩生成一『朱印船貿易史の研究』（吉川弘文館、1958年）45頁。なお、前掲新版において同史料は削除されている。
- 9) 中田氏前掲書、187頁。
- 10) 佐久間氏前掲訳書、216頁。
- 11) [松田94] 87頁。村上直次郎訳注『異国往復書翰集』（駿南社、1929年）61頁も同文。
- 12) [新井1944-5] 2、675頁。[Guzman1601] 1,p.587.
- 13) 原語の動詞は「castigara」で、主語は明記されていない。直接法未来3人称単数であるが、これは文法上秀吉にも、フィリピン総督にも適用しうる。しかし、後続の文章に「ここで (aca)」とあることから、前者が主語であると判断した。
- 14) 詳しくは拙稿「フランチェスコ・カルレッティと茶の湯」（『イタリア圖書』36、2007年）参照。
- 15) この語については、中田氏前掲書180～95頁に「所謂チャーパchapaについて」という論考がある。

SUMMARY

San Pedro Bautista and Relations between Japan and Spain
in the Sixteenth Century

Kenji IGAWA

San Pedro Bautista (1544-97) was a Franciscan monk who was crucified in Nagasaki in 1597. He was sent as an ambassador to Japan in 1593 by the governor of the Philippines, D. Gómez Pérez das Mariñas (1539-93), in order to resolve a difficult negotiation with Toyotomi Hideyoshi (1536-98). According to the catalogue compiled by Robert Streit, *Bibliotheca Missionum* 4 (Freiburg: Herder, 1964), there are 32 extant letters from Bautista. The data of these letters is included in table form of this article.

After his audience with Hideyoshi at Nagoya, Bautista travelled first to Kyoto and then to Nagasaki. His letters reported the progress of his negotiations and were sent primarily to the governor of the Philippines. This paper focus on his suggestions concerning limited trade between Japan and the Philippines, which later developed into the Shuinsen commercial system. His suggestions can be divided into three.

The first concerned the identification of Japanese ships going to the Philippines in order to avoid pirate attacks. According to a chronicle, Bautista suggested that Toyotomi Hideyoshi, who he described as the Japanese emperor, should prohibit piracy and smuggling. To demonstrate that a ship was engaged in legitimate trade, the emperor should give it a permit that had been stamped and signed. The second suggestion related to permission for ships which were sailing to the Philippines to export wheat and other goods. The third suggestion concerned protection for Spanish ships and their cargo that had been shipwrecked. In response to this point, Hideyoshi replied that anyone who might come to Japan from Philippines should arrive unharmed. When the San Felipe was stranded at Tosa, Bautista asked for protection for the ship, crew and cargo based on this reply.

In his important study, Iwao Seiichi argued that Bautista's first suggestion marked the origin of the shuinjo, specialized licenses issued for trade. Although the exact format of the document is not clear, his first suggestion does relate closely to the Shuinsen trade system as

both compelled ship crews to hold identification documents in order to avoid pirate attacks. Therefore this paper concludes that Bauista's first suggestion did provide a model for the shuinsen trade system.

キーワード：ペドロ・パウテイスタ, 豊臣秀吉, 朱印船, 日本 26 聖人, サン・フェリペ号事件